

強い農業づくり総合支援交付金 農産物の輸出の推進

農産物等の輸出拡大を目指し、その生産・流通体制を構築するために必要な
耕種作物産地基幹施設の整備等を支援します。

活用可能な取組

- ・ 共同利用施設の整備
- ・ 既存施設※の改修（※耐用年数10年以上のものに限る）

補助率

1/2 以内

詳細は裏面へ

○対象となる共同利用施設

（1）農産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備

- ・ 農産物処理加工施設
- ・ 集出荷貯蔵施設（CA貯蔵施設等）
- ・ 穀類乾燥調製貯蔵施設 等

※強い農業づくり総合支援交付金の産地収益力の強化で対象となる全ての施設が対象（詳細は強い農業づくり総合支援交付金パンフレットを参照ください。）

（2）農産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備

- ・ 農産物処理加工施設
- ・ 集出荷貯蔵施設



CA貯蔵施設を備えた集出荷貯蔵施設



てん茶用の農産物処理加工施設



抹茶加工施設

取組例

- 長期間の品質を維持することで、**輸出先国の需要時期に合わせた供給**が可能となるよう、**CA貯蔵※施設を備えた集出荷貯蔵施設**を整備
※貯蔵庫内の酸素の減少や低温管理等により、貯蔵青果物の呼吸を極力低減することで、青果物に含まれる成分の減耗を防止し、食味や食感を長期間維持する貯蔵方法
- **輸出に向けた抹茶の生産拡大**に向けて、輸出先国での販売に必要なHACCP認定を受ける**農産物処理加工施設**を整備
- **米の輸出拡大**に向けて、輸出先国の食味に合った品種の生産拡大及び乾燥調製を行い、輸出先国での販売に必要なラベリングを行う**穀類乾燥調製貯蔵施設**を整備
- **広域な受益で生産された柿を集荷**し、輸出先国で需要があるハラル認証を受けた加工品を生産する**専用の設備を備えた農産物処理加工施設**を新設

お問い合わせ先は裏面をご覧ください。➤

採択にあたっての要件

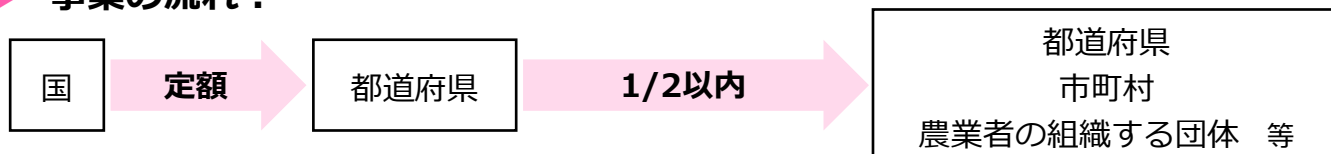
事業を活用するためには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 1 受益農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上））が5名以上
- 2 成果目標の基準を満たしていること
(i) 産地基幹施設の整備の場合、出荷量又は出荷額の増加等の成果目標を1つ
(ii) 広域集荷環境の整備の場合、輸出に係る共通の目標、輸出に係る品目の目標の2つ
- 3 費用対効果分析を実施し、投資効率が1.0以上であること
- 4 原則として、総事業費が5千万円以上であること
- 5 受益者が環境負荷低減に係る取組を実施し、チェックシートの提出・保管を行うこと
- 6 輸出事業計画を策定されていること、又は策定されることが確実であること。
- 7 事業実施主体はGFP会員であること

補助率・事業の流れ

▶ **補助率**： 1/2以内（国費上限額：20億円※施設等により変更あり）

▶ **事業の流れ**：



お問い合わせ・申し込み先一覧

事業内容や申請に関するお問い合わせは、下記までお問い合わせ下さい。

https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/index.html



北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課 担当：地域指導官

☎ 011-330-8807

www.maff.go.jp/hokkaido/



東北農政局 生産部生産振興課

☎ 022-221-6179

関東農政局 生産部生産振興課

☎ 048-740-0026

北陸農政局 生産部生産振興課

☎ 076-232-4302

東海農政局 生産部生産振興課

☎ 052-223-4622

近畿農政局 生産部生産振興課

☎ 075-414-9020

中国四国農政局 生産部生産振興課

☎ 086-224-9411

九州農政局 生産部生産振興課

☎ 096-211-9111（内線4440）

地方農政局Webサイト一覧

www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html



内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課担当：課長補佐（農産）

☎ 098-866-1653

www.ogb.go.jp/nousui/



農林水産省 農産局総務課生産推進室 担当：企画調整班、事業推進班

☎ 03-3502-5945